

## 第2回公の施設のあり方検討部会 議事録

- |             |  |
|-------------|--|
| ・開催日時       | 平成18年10月30日(月) 13:30~15:50   |
| ・場所         | 県議会議事堂4階 農林水産・建設委員会室   |
| ・出席者        |  |
| 〔民間委員〕      | 丸木部会長、池田委員、一色委員、甲斐委員、門屋委員、崔委員、三木委員、山下委員                                    |
| 〔行革本部会議本部員〕 | 教育長、公営企業管理者、総務部長、企画情報部長、県民環境部長(代理:管理局长)、保健福祉部長、経済労働部長(代理:管理局长)、農林水産部長、土木部長 |

### 【議事：各施設のあり方に関する質疑応答】

#### 《消費生活センター》

(池田委員)

消費者行政の推進について、国・県・市町の役割分担を具体的に説明してほしい。

(県民環境部長 代理:管理局长)

消費者基本法においては、国と地方公共団体に消費者施策を推進する責務があると明示されている。この中で、苦情処理は地方公共団体が行うとされており、このうち県は市町村と連携を図って、主に高度の専門性又は広域の見地から配慮を必要とする苦情処理の斡旋等を行うこととされている。

(池田委員)

NPO等民間団体の力を積極的に活用しながら、業務の効率化を図ることで、県民にメリットがあると考えますが、県の直営でなければならないのか。

(県民環境部長 代理:管理局长)

この消費生活センターで現在行っているのは、苦情処理が主であり、施設を利用して利用料をとるような収益があがるメリットがないということ、また、一定の資格を持った相談員を抱える必要があること、さらに、悪質業者に対する指導という点においては、やはり民間というよりも、行政処分等の強い権限をもっている県が、その権限を背景として、業者に対して迫っていくということが、非常に効果があることなどから、県直営で行う方が良いと思っている。

#### 《北条鹿島博物展示館》

(崔委員)

現状で廃止した場合に、県民に対して何かデメリットがあるのか。

(県民環境部長 代理:管理局长)

現状において、鹿島全体が徐々に利用者数が少なくなっており、今後もあまり伸

びないと考えている。

従って、仮に廃止した場合には、鹿島の持つ歴史・自然等の情報を得るといふことはなくなるものの、利用者の増加も望めない状況下では、あまり影響はないと考えている。

( 崔委員 )

耐用年数が経過するまでに廃止や機能転換をすると、補助金の返還という問題があると聞いているが、今後約10年間維持するとしても、現状のままの維持よりも、何らかの活用の方法を探った方が良いのではないか。場合によっては、新しい活用の方法が見つかれば、補助金を返還してでも、その方向にリニューアルしたうえで、地元への譲渡等を含めて有効活用するということはできないか。

( 県民環境部長 代理：管理局長 )

有効活用については、非常に難しいと考えている。鹿島全体が非常に落ち込んでいる現状からして、地元松山市でもこの先の見通しがあまりなく、仮にこれを譲渡するとしても、受ける可能性がまずないという状況にある。

## 《「健康増進センター」及び「さつき寮」の先行検討》

( 保健福祉部長 )

現在、松山市本町にある「整肢療護園」が来年4月に「子ども療育センター」として東温市に移転することに伴い、その跡地に、子ども、女性、障害者など県民からの様々な相談に応じている県の機関を集約し、総合的、効率的に相談、支援を行う「総合保健福祉施設」として整備することを検討している。

このことについては、先の9月議会において、集約、整備にあたって配慮すべき事項等を利用者団体の意見も聞きながら検討するための予算の議決をいただき、現在検討を重ねており、保健福祉部としては、来年度の当初予算に必要となる改修工事の設計費を計上し、来年度中に改修工事に着手したいと考えている。

今回集約を検討している施設の中に、当部会で検討中の「健康増進センター」と「さつき寮」が含まれているが、保健福祉部としては平成20年度のできるだけ早い時期に移転し、運営を開始したいと考えており、スケジュールを勘案した場合、是非とも、この2施設について、年内に見直し案を提示していただきたい。

( 門屋委員 )

「健康増進センター」と「さつき寮」については、民間委員の中でも統合や廃止といった意見もあったと思う。仮に廃止するとなると設計も相当変わってくると考えられるので、12月末までに結果を出さなければならないと思う。

( 丸木部会長 )

それぞれの施設の必要性等については、このあとの質疑応答の中で確認することとするが、要請のあった2施設については、他の施設よりも先に検討を進め、年内には当部会としての見直し案を固めるということによいか。〔異議なし〕

それでは、そのとおり進めていくこととする。

## 《医療技術大学》

(甲斐委員)

4年制が平成20年度以降に完成されるということだが、それ以降の課題として大学経営の効率化を図るために、既存施設の中で可能な限り定員を増やすということについて、具体的にどの程度ならば可能と考えているのか。

(保健福祉部長)

現在、当大学は、4年制大学に移行中ということで、文部科学省の監督下にある。

4年制完成後の大学経営の効率化を図るためには、教員の増員や新たな施設整備を伴わない範囲でカリキュラムの見直しや既存施設等の有効活用により、非常に限られた人数にはなるが、学生定員の増員等を検討していきたいと考えている。

(甲斐委員)

助産学の専攻科の設置なども視野に入れて検討されるということか。

(保健福祉部長)

そのとおりである。

(甲斐委員)

地方独立行政法人化について、いつ頃を目処に結論を出す予定なのか。

(保健福祉部長)

法人化については、現在、大学内で勉強会を設け、他県の状況や法人化のメリット・デメリット等の情報収集を行っているというのが現段階である。

今後、大学内の勉強会で収集した情報を検証しながら、本学の法人化について具体的な検討を行っていくが、具体的な日程等までは固まってははいない。

(甲斐委員)

県内には、愛媛大学医学部の看護学科や民間の看護学校があるが、機能的に重複するような施設の中での医療技術大学の位置付けというものについて、とりわけ愛媛大学とは同じ4年制大学であるということで、差別化ができれば良いと考えるがどうか。

(保健福祉部長)

愛媛大学とは、両校とも4年制大学ということで、高い資質を有する医療技術者の養成に努めているという目的は同じであるが、医療技術大学については、看護師だけでなく、県内唯一の助産師並びに臨床検査技師を養成する教育機関であり、愛媛大学にはない、これら助産師や臨床検査技師の人材の養成及び供給源として、当大学は非常に必要性があると考えている。

## 《歯科技術専門学校》

(門屋委員)

歯科衛生士課程は、省令の改正で平成22年の3月末までに3年制に移行するかどうかの結論を出すとのことだが、学生の募集やその他の整備という面で、いつまでに結論を出せばよいのか。

(保健福祉部長)

3年制移行のリミットである平成22年4月から移行する場合には、学則やカリキュラムの見直し、あるいは学校施設の改修等々、厚生労働省との事前協議などの様々な手続きを行う必要があるため、遅くとも19年度中には結論を出す必要があると考えている。

(門屋委員)

3年制へ移行するためには、施設の改修など、相当多くの費用を要すると思うが、その費用をさらに投入してまで、この課程を存続させておく必要についてどう考えているのか。

(保健福祉部長)

22年の4月から3年制に移行するためには、施設の改修や設備の更新を行う必要があり、多額の金額が必要になると考えている。

そのため、歯科衛生士課程について、県立として存続していくことは、非常に厳しい状況が予想されることから、今後は、県以外の設置・運営などの可能性も含め、広く様々な方策を検討していく必要があると考えている。

(門屋委員)

歯科技工士の養成課程については、中四国各県の状況をみても県立は本県のみであることから、県以外が運営するということが十分可能ではないかと考えるがどうか。

(保健福祉部長)

歯科技工士課程については、県内では本校のみであり、その必要性は高いと考えている。

ただし、他県の状況も踏まえ、適切な学校運営を行うことができる団体等がもしあれば、県以外の団体による運営は可能と考えており、今後は、県以外による設置・運営などの可能性も含めて、広く様々な方策を検討していきたいと考えている。

## 《看護専門学校》

(三木委員)

宇摩地区という特定の地域を対象とした施設を県が維持し続ける必要性はどこにあるのか。

(保健福祉部長)

この宇摩圏域には、県下の二次医療圏の中で唯一看護師養成所がなかったことや他の圏域に比べ、人口あたりの看護職員の数が少ないこともあって開設したという経緯がある。

また、入学生の出身地域は、宇摩圏域をはじめとする東予地域が多いものの中予や南予からも入学している生徒もあり、卒業生の就業地域についても、同様な状況にあることから、県下全域の医療技術者の養成に貢献していると考えていることから、特定の地域のみを対象とした施設であるとは考えていない。

(三木委員)

同じ看護師養成施設である医療技術大学との関係はどのように区別、整理しているのか。

(保健福祉部長)

医療技術大学は、4年制大学として、より質の高い看護師養成のほか、保健師、助産師等々の養成を目指している施設であるのに対し、看護専門学校は、基本的に看護師のみの養成施設として位置付けている。

4年制志向が非常に強い中ではあるが、宇摩圏域が、人口あたりの看護職員が非常に少ないという状況等々から、やはり当圏域での設置の必要性は高いと認識している。

(三木委員)

県以外による施設の設置・運営も含めた可能性も考えているとのことだが、具体的に何か考えているのか。

(保健福祉部長)

特に具体的な考えはないが、看護専門学校は、設置運営主体が必ずしも国とか地方公共団体である必要はないというふうには考えている。

しかし、現時点では、宇摩圏域に県以外による看護師養成所はなく、新たな設置に向けた動きもない状況から、引き続き県が主体となって設置運営していく必要があると考えている。

ただし、将来的なあり方としては、県以外による設置運営もあり得るということで、それらも含めた多様な可能性について、将来の課題として、今後、検討していく必要があると考えている。

## 《レントゲン自動車》

(一色委員)

民間団体でも同様のレントゲン車を何台も所有されていることや結核の罹患率も年々減少してきている中で、民間でできるのであれば、県が直接保有する必要性はないと考えるがどうか。

また、かなり老朽化が進んでいる現有車両は、あとどれくらい使用することが可能なのか。また、現在の体制をいつまで継続させるのか。

(保健福祉部長)

現在、県では、学校検診、定期検診、定期外検診を実施している。

このうち、学校検診及び定期検診については、車両が利用可能な間は、これを有効活用しつつ、順次民間へ移行していくことが望ましいと考えているが、定期外検診については、迅速かつ受診もれがないよう対応する必要もあり、仮に、民間のレントゲン車を活用する場合には、確保できないおそれもあるため、定期外検診については、県が直接実施すべきであると考えている。

## 《健康増進センター》

(三木委員)

当センターと類似の業務を行っている保健所や県庁の業務との違いを具体的にお教え願いたい。

(保健福祉部長)

県民の健康づくりを図るための拠点施設を設置することは、健康づくりに対する県民の啓発活動を推進するうえで、大変重要な役割を果たしている。

また、当センターで実施している難病患者、あるいは不妊治療に関する専門相談については、相談室等プライバシーに配慮した施設整備というものが必要と考えており、これらについては、なかなか本庁では実施できにくいと考えている。

センターの機能については、健康増進法により、都道府県の責務とされている健康増進に関する知識の普及、あるいは情報の収集、あるいは整理分析等々であり、本庁の一般的な行政の中で実施していくことは、なかなか難しいと考えている。

現在のセンターは、今年度から機能そのものを見直し、非常にスリム化した形で運営している。

(三木委員)

スリム化について、具体的にどのようなところへ集約して業務が行われているのか。

(保健福祉部長)

基礎データの収集分析等々、あるいは、がん登録など、健康づくりに関する情報の収集、整理、分析というところに特化した形の業務を行っている。

(三木委員)

現在実施している業務のうち、他の機関や団体に委ねることが可能な事業はないのか。

(保健福祉部長)

健康増進に関する知識の普及や情報提供の中の一部事務については、各保健所に移管することは可能だが、保健所となると管内という範囲に限られることになり、全県を対象とした情報の提供や効率的な分析を行うためには、全県をカバーできるような専門組織が必要と考えている。

(三木委員)

統合に関して、どこと、どういうふうに統合していくのか。また、統合することによるメリットとは何か。

(保健福祉部長)

まだ具体的ではないが、最近では、身体面の疾病から精神面の疾病を引き起こしたり、あるいは、心の問題から体の健康を損なうような事例というものが多く発生しており、新たな行政課題として、心と体の総合的な健康づくりというものが必要であろうと考えている。そういった点も踏まえて、統合先については、今後詳細に検討していきたいと考えている。

(三木委員)

先行して統合、移転ということになっているが、統合ということだけではなく、どうしても必要で、そこを集中的にやるべき機能とどのように両立させるのか。また、統合以外でも、もっと効果的な方法もあるのではないかと感じるところもあるがどうか。

(保健福祉部長)

統合というのは、健康増進センターを他の施設と統合するということはあるが、今回の整備は、必置機関である様々な保健福祉関係の施設を一箇所に集約することで、保健福祉相談のワンストップサービスの実現を目指したものであり、組織としての統合は、個別になる点を御理解いただきたい。

## 《動物愛護センター》

(一色委員)

当センターについては、他に変わるべき施設がなく、非常に新しいということもあり、その必要性については十分理解できるが、動物の愛護精神の普及、啓発業務について、県だけでなく動物病院、ペットショップ、NPO等動物の好きな方々あるいは関係者が一致協力して、様々なイベント等に取り組むことが重要と考えるが、そういう体制づくりを考えているのか。

また、センターの業務の内容によっては、外部委託できるものもあるのではないかとと思うがどうか。

(保健福祉部長)

関係団体あるいはNPO等々の連携については、開設当初から県の獣医師会、動物愛護関係のNPOあるいは個人で動物愛護に関心を持っている方等々の協力をいただきながら、各種のイベントやしつけ方教室、運動会等の愛護事業を実施しているところである。今後とも、NPO法人やボランティアの協力体制を拡大していきたい。

また、効率化の観点については、特に回収業務の業者委託を16年度から実施しており、業務運営の改善や組織定数の見直し等々を行っている。

ただし、当センターの業務は、狂犬病の予防に関することや動物由来感染症対策等、非常に専門性の高い分野がかなりあるため、それらとの兼ね合いも図りながら、より十分に効率化を図っていくような組織体制づくりに努めたいと考えている。

## 《さつき寮》

(三木委員)

仮にさつき寮を廃止して、婦人相談所の一時保護の施設だけで対応するとした場合、どのような問題が起こってくると考えるか。

(保健福祉部長)

緊急に保護を要する場合、一時保護という制度はあるものの、原則2週間という非常に短かい期間になっており、その後、自立のための期間やその間安心して居住

できる施設というのは必要であり、廃止した場合には、保護が必要でなおかつ自立に向けた対応が必要な女性の居住の場が失われるという、非常に大きな問題があると考えている。

(三木委員)

現在、さつき寮で一番の核となっている部分はどこを考えるか。

(保健福祉部長)

安心して自立に向けての居場所を確保できるという点が最も大きい、また、心理療法士等の協力を得ながら、精神的なフォローや経済的安心感も得られると考えている。

(三木委員)

現在の利用状況は、その思いに反して意外と少ないと思うが、規模の縮小という点については、どう考えているか。

(保健福祉部長)

現在の施設は、非常に狭隘で老朽化しているとともに、施設的にも使いにくい構造になっており、利用の少なさは、その辺が影響しているのではないかと考えている。規模については、一時保護される方もかなりいるため、それとの併用ができるという点では、多いとは考えていない。

(三木委員)

職員の配置について、現在以上に人員削減することが可能なのか。

(保健福祉部長)

併設する場合には職員の兼務が可能なことから、現在は、婦人相談所の職員がさつき寮の職員を兼務しており、これ以上の削減は難しいと考えている。

(三木委員)

新しく移転する場合、様々な施設との集約というが、どういう組織が集まって全体的にどういう位置付けにするのかというところが見えないと、その必要性については判断しにくいですが、移転に関して、方向性、形、位置付け等について、はっきりしているものがあればお教え願いたい。

(保健福祉部長)

追加提出資料にも示している検討委員会の中で検討しているところであるが、基本的にさつき寮は必要であるという前提に立って、関係団体の方をアドバイザーとして参画していただき、利用者の立場からの意見も聞きながら、施設のあり方や全体的な施設の配置などについて現在検討しているところである。

## 《心身障害者歯科診療車》

(保健福祉部長)

検討に入る前に、この心身障害者歯科診療車「こまどり号」については、現在、県の直営であるが、来年度から委託の方向で、関係団体等と協議している。

その際、年度途中からの事業実施は、医師の確保が困難であることなどから、19年4月の年度当初から実施する方向で協議していることから、民間委員の方々に

はこのような状況を御理解いただき、先に申し上げた「健康増進センター」と「さつき寮」に併せて、この「こまどり号」についても先行して結論をいただきたいと考えているので、よろしくお願ひしたい。

(門屋委員)

この「こまどり号」に関しては、なぜ県が直接運営しているのか、歯科医師会を含めて民間に委託できないのかという意見が非常に多かったが、県としてもそういった方向を考えていて、その方が県民サービスの向上にもつながると考えていると理解してよいか。

(保健福祉部長)

そのとおりである。

(丸木部会長)

先行検討の件に関しては、今後検討することとする。

## 《中小企業労働相談所》

(崔委員)

現在は、各地方局以外に国の愛媛労働局にも相談コーナーがあるが、県として労働相談所を持つことが本当に必要なのか。

また、地方局の再編に関連して統合や配置換えということが必要となってくると思うが、そのあたりはどうか。

(経済労働部長 代理：管理局長)

この労働局の相談コーナーは、法律に基づいた指導権限をもっている機関であるのに対して、県の相談所には、労働行政の権限は一切ないことから、むしろ身近な機関として、労使双方から気軽に相談できる施設として利用されており、また、市町には同種の機関は設置されていないことから、今後とも立場の異なる相談所として、存続の意義はあろうかと考えている。

また、地方局再編後のあり方については、合併後の組織体制等の検討がこれからなされる中で、相談窓口のあり方、どういうあり方が一番良いのかという検討はしていかなければならないと考えている。

## 《農業大学校》

(一色委員)

農業大学校は、愛媛農業を中核として支えていく人材を確保するということであり、重要視されていると思うが、現状では、学生数が定員を大きく下回っているとか、あるいは、社会人の方の講座は、盛況であるとか、要するに理想と現実にギャップがあると思うが、この点についてどのように考えているのか。

また、大学校のほかに農業高校や大学の農学部もあるが、そちらの講座等とどこが違うのか。

(農林水産部長)

理想と現実のギャップというのは確かにあり、非常に厳しい状況である。

特に農業は、水産業と比較し高齢化が進んでおり、担い手の確保というのは、国、県通じて非常に重要な課題になっている。

農業高校等との基本的な違いとしては、農業高校は、どうしても基礎的な知識習得が中心となるため、農業大学校としては農業高校の卒業生を基本的に第一に受け入れ、実践的な就農を前提にした教育研修を実施することが農業大学校の役割、機能だと考えている。また、大学の場合は、どちらかという理論的な研究主体という役割の違いがあると考えている。

このため、現実には定員割れしている状態をなんとか改善し、経営感覚のある企業的なセンスを持った担い手を養成していこうと、2年前には「農業大学校のあり方検討委員会」も立ち上げ、学科を見直すような努力もしている。

定員の確保については、引き続いて高校に対する働きかけは強めるとともに、最近の傾向として、新規就農者の中には4年制大学を卒業し他の産業に従事した後、Uターンをするケースも多く見えてきていることから、高校だけではなくこのような層に対しても働きかけをして、入学生の確保に努力していきたい。

(一色委員)

今年度から学科を再編されているということは承知しているが、これだけ財政が厳しくなっている状況で、経費節約の観点から、寄宿舍の管理など、外部委託ができる業務があるのではないかと考えるがどうか。

(農林水産部長)

外部委託の現状については、食堂の給食業務や、当然のことながら、校舎の電気・水道の保守点検といった点は外部委託しており、効率性を高める点からは、さらに引き続いて検討するが、逆に校舎の清掃は、従前外部委託でやっていたものを取り止めて職員や学生で行い、経費の節減を図っている。そのような努力も内部的にはしているところである。

## 《県営住宅》

(一色委員)

これまで県営住宅の果たしてきた役割は十分に認識するが、人口も減少傾向に入る、あるいは、民間の方でも空家が増えてきつつある現状から、今後も引き続き、県が今までと同じような県営住宅を新たに整備するなり、建替えるという必要があるのか。

それから、現在の県営住宅の管理業務は、公務員が自らやっているが、果たしてそれが適正なのかどうか、逆に、公務員がこういうサービスをするのが、本当に入居者を含めていいのだろうかという気持ちを持っており、できるだけ外部委託の方が望ましい分野も相当あるのではないかと思うがどうか。

(土木部長)

県営住宅の役割がかなり変わってきている点については、指摘のとおりであるが、ただ、現在でも大体4倍から6倍程度応募倍率があることから、そういうところは

守って行かなければならないだろうということで、従来と同様に、どんどん建設するというのではなくて、既存のものを最低限は確保し、適正な管理をしていかなければならないと考えている。

公務員による管理が適正かという点については、ひとつは、セーフティーネットということで、公平な形で、家賃の決め方だとかそれから入居にあたって誰を入れるのか、それからやはり優先的に護ってあげなければならない方を入れるとか、そういうふうなところは、ある程度公側でやる必要がある。

ただ、公務員では逆にできないエレベータの点検だとか火災報知器の点検だとか、そういうのは、外部委託していることから、後は、民間委託する場合、どれほどコスト削減につながるのか。民間委託する場合には、ある程度施設が集まって規模が大きくないと受ける方もなかなか受けてもらえないことから、そのあたりを市町とも一体的にできないかとか、そういう検討もしながら、施設管理等の民間への委託も含めて、できるだけコストを削減できるような形で考えていきたい。

## 《県立病院：中央病院》

(甲斐委員)

中央病院について、建替えをPFI方式によって実施予定だが、それによってさらに巨額の借金、負債を抱えることが予想されるが、建替えに伴う病院事業全体の収支見込みはどうか。

(公営企業管理者)

中央病院の建替えについては、PFI手法の採用により、初期投資及び運営経費のコスト縮減が図られるとともに、今回の改築による診療機能充実により増収が見込まれる。一方で、過去に建設した他の県立病院の企業債の償還が順次終わることから、中央病院単体はもちろん病院事業全体でも黒字が維持できると考えている。

## 《県立病院：三島病院》

(甲斐委員)

平成16年の3月にまとめられた「県立病院の機能及びあり方報告書」によると、三島病院については、「存続させるべき」と書かれていると同時に「地域における状況を見ていく必要がある」と付記されているが、場合によっては、廃止もあり得るといふことか。

それから、報告書がまとめられた後の状況、地域の医療資源や患者動向はどのように変化をしているのか。また、経営状況が現在どのようになっているのかをお教え願いたい。

(公営企業管理者)

私は県が手がけたものは未来永劫に県がやってくれる必要があるのかと言われれば、それはやはり随時見直しを行い、廃止すべき時期がきたものについては、廃止すべきであろうと考えているが、ただ、県立病院について、特にこの三島病院につ

いては、今の段階で廃止すべき状況には至っていないと考えている。

また、あり方検討委員会の報告書策定当時と現在の医療資源の変化については、報告書の策定のもととなる地域の医療資源は、14年5月時点で調査をしたものであり、18年3月と比較すると、この圏域における病院及び診療所については、あまり大きな変化はないものの、病床数では病院・診療所併せて、この宇摩圏域で5.8%減少している。宇摩圏域の病院の病床数は、県内の他の圏域と比較しても、それほど充足されているといえない状況となっている。

具体的な診療機能を分析しても、脳疾患や心疾患、小児救急など高度・救急医療を担える病院については、あり方報告書策定時と現在とでそれほど大きな状況変化はない。

一方、経営については、第二次財政健全化計画の初年度にあたる16年度については、4億2千4百万円の赤字であったが、17年度については、患者数等が前年比5.6%増加し、赤字の額は3億5千万円ということで、前年度と比較して7千4百万円ほど収支改善が図られたところである。

(甲斐委員)

例えば、指定管理者制度の導入や、市町、民間関係機関への移譲、貸与という可能性は考えているか。それとも、全くの検討外なのか。

(公営企業管理者)

直営以外の方法としては、指定管理者制度と地方独立行政法人制度ということが考えられる。

ただ、指定管理者制度については、病院の指定管理者となる法人は、法律上、公的医療機関か医療法人などに限定されるとともに、現下の医師不足の中で、県立病院でさえ医師確保に苦労しており、一般病院ではさらに困難ではないか。また、民間の経営ノウハウによる経費削減が可能としても、赤字の大きな要因を占めているのが減価償却費であり、指定管理者制度を導入しても解消することは困難である。

他の県においても、全国47都道府県で約220ある県立病院のうち、指定管理者制度を県立病院に導入しているのは、福岡県で1病院のみであることから県立病院規模になると、指定管理者制度というのが非常に難しいと考えている。

地方独立行政法人制度については、これも一般的には病院事業を県から切り離して別組織にすることで、経営での独立性を生かして、運営費や人件費の削減等を通じて経営の効率化・合理化を図ろうというものであるが、一方で、法人の設立時の経費や監査報酬等のランニングコストの発生、それと資金調達面で企業債の活用ができなくなるなど、色々問題もあり、他県の導入事例も大阪府そして宮城県の病院の一部ということで、非常に少ない現状にある。

最後に、民間への売却等については、医師不足の状況下において、買い取ってでもやってやろうというのは、なかなか難しいのではないかという気がしており、県立病院が担っている不採算でもやらなければならない医療、あるいは、災害時医療、感染症治療等、そういう政策医療まで引き受けてやってくれるところはなかなか難しいのではないかと考えている。

## 《県立病院：南宇和病院》

(甲斐委員)

南宇和病院は、報告書では、不採算ではあるが存在意義は認められるとなっているが、そうは言っても健全化できることは何かないのか。また、黒字化が構造的に無理だという場合、どの程度の赤字なら許容範囲だと考えているのか。

(公営企業管理者)

南宇和病院が設置されている愛南町はまだ高速道路も開通しておらず、宇和島市立病院に行くのも1時間ほどかかるということから、宇和島圏域の中でもひとつの独立した圏域のようになっている。そのようなことから、不採算ではあるが、医療資源が量的・質的に乏しいこの地域にあって、郡内唯一の総合機能を持つ病院として、他の医療機関にはない脳神経外科や泌尿器科等を標榜しているのが現状である。また、年間を通じて365日救急を受け持っており、郡内の救急患者の90%を超える患者を受け入れているのが実情である。

このようなことから、採算面では片付けられないという強い公共性により、引き続き県立病院として存続させる必要があると考えている。

収支改善については、若干赤字が増えているが、医師の確保等難しい面があり、非常に厳しい運営ではあるものの、この改善を図っていく必要があることは十分認識しており、今後とも地域の医療連携の強化によって、紹介患者の受け入れや人工透析等を増やすなど地域の疾病構造にあった診療機能の整備、さらには、診療材料費等の削減や委託業務の見直し等、経営改善策の実施に取り組んでいきたいと考えている。

最後にどこまでの赤字なら許容されるのかという非常に難しい質問については、やはり県立病院全体で、単年度黒字を出すというのが至上命題であり、そして不採算病院であっても、せめて、その減価償却費を除いたキャッシュ・フローベースでは採算が取れるように、現金ベースで資金不足を生じない程度にはやっていく必要があると考えている。

## 《県立病院：今治・新居浜病院》

(甲斐委員)

今治病院と新居浜病院について、両病院ともかなり老朽化が進んでいると思うが、建替えも含めた両病院の将来像をお聞かせ願いたい。

(公営企業管理者)

まず、今治病院については、今治圏域最大規模の公的中核病院として、その地域内の各種治療が完結できるよう、特に心疾患や脳血管疾患などの高度医療や小児救急など高度・救命救急医療を重点的に担うということと、災害拠点病院としての役目やエイズ診療協力病院として、災害時医療や感染症医療などを担っている現状にある。

新居浜病院については、東予救命救急センターを有効に活用するとともに東予地

域の三次救急や、新居浜・西条圏域の二次救急、小児救急医療、それから肺・心臓血管治療や脳血管治療等の高度医療において、良質な医療を提供するという位置付けとなっており、両病院とも、今後ともこの方向性に沿った病院運営を進めていくとともに医療資源や患者動向、経営状況等、総合的に判断して、見直しの必要があれば随時見直しをしていきたいと考えている。

また、改築の関係については、新居浜病院は昭和50年に建築した病院であるが、平成14年度に老朽化が進んでいる病室、浴室、トイレ等の修繕やバリアフリー等などの大規模改修を行ったところであり、平成15年度以降についても、年次計画をたてて、個室の改修を行うなど必要な改修を行っているところである。

さらに、今治病院については、昭和58年に建築された病院であり、平成5年度には高度診療棟を増築し、平成15年度には心臓血管外科開設に伴う診療機能高度化の工事や立体駐車場の整備を行っている。

このようなことから、新居浜・今治病院ともに耐震性も確保されており、病院施設としては、当面必要な機能確保も行っていることから、建替えについては、中央病院建替えの後、病院事業の経営状況も踏まえながら、検討していきたいと考えている。

## 《県立病院：病院全体》

(甲斐委員)

最後に県立病院全体ということで、地方独立行政法人化や民間などへの譲渡は難しいということだが、現在の業務を一部分でも外部委託できる部分はないか。

(公営企業管理者)

病院では、医療法の規定により委託が出来ない部分、いわゆる診療・看護・院内調剤・服薬指導などは、病院開設者が行う必要がある。それ以外の清掃・警備などの施設の維持管理や専門性が求められる医事会計、それから医療機器の保守点検、それと検査の中でも検体検査、また給食業務など、サービス向上や経費削減につながるものについては、既に積極的に委託化に取り組んでいるところである。

また、委託業務の契約においても、可能な限り指名競争入札とし、適正な市場価格の把握に努めるということをして全病院に対して徹底するとともに、委託業務の内容等も見直して、可能なものは業務量を縮減するなど積極的に経費節減に取り組んでいる。

今後もこのような考え方で、一部事務については職員の退職等も考えながら時期等を検討していくものもあるが、基本的には委託できるものについてはできるだけ委託することを考えている。

## 《生涯学習センター》

(崔委員)

生涯学習は今後ますます必要になってくると思うが、現在のセンターの立地や業

務を考えると、あの場所であの施設を設置維持していく県としての必要性や公共性はあるのか。

また、県が引き続き設置するにしても、コスト削減や有効利用のことを考えると指定管理者とか他の施設との統合なども検討する必要があるのではないか。

さらに、大学とか民間と同じような内容の講座なども多数あると思うが、そういうものについて、事業内容の大幅な見直しを行う必要があるのか、または、既に行っているのか。

(教育長)

現状において、必要性や公共性も含め、あの場所で作るしかないと考えている。

また、民間のカルチャースクールなどとの重複は、当初はあったが、経費節減により、民間がやるようなものについてはやってないという現状となっており、本当に行政としてやるべきものしかできないと考えている。統合については、どんな統合を考えているのかお聞きしたい。

(崔委員)

まだ、結論が出ていない状況で言うのはどうかと思うが、個人的には、他の博物館とか美術館とかは、かなり同じようなところもあることから、組織的にも一体化したうえで、機能分散した方が良く考えている。

(教育長)

生涯学習センターが中予で全県的な拠点ということ、それから東予は総合科学博物館、南予は歴史文化博物館で生涯学習の機能をそれぞれの地域で担って全県的な生涯学習のネットワークを創って行こうということでスタートして今日に至っているわけだが、個別分散型ではなくて、中央で統合的にやるべきだということであれば、生涯学習センターの方に機能を統合するというのが良いのではないかと思う。

## 《総合科学博物館、歴史文化博物館》

(門屋委員)

東予に総合科学博物館、南予に歴史文化博物館、それぞれ非常に立派な施設があるが、改めて両施設の必要性というのをどういうふうに理解しているのか。

(教育長)

本県で博物館というのは、従来から堀の内に一つあっただけであったが、生涯学習が非常に大事だということが全国的になってきた時期に、生涯学習施設を全県的にネットワークしていく必要があると、その拠点として博物館を、今まで科学はなかった、歴史はなかったということで、これを造ろうとした場合に、松山への一極集中的なハードの整備ではなく、できれば全県的な立場で、分散型の拠点を整備していこうという考え方で、当時、科博と歴博を分けた。そのことが今日になってみると利用率の関係から、厳しいというところはあるが、当時は分散型でやっていこうということで設置された施設だと考えている。

(門屋委員)

社会の成熟度を表すような文化施設であり、設置した当時には、それほど赤字は、

気にならなかったと思うが、これだけ財政が厳しくなるとそれぞれの施設が出している赤字というのも非常に気にもなってくる。職員の給料をカットしている状況の中で、これだけの赤字を出していいのかというような議論もおそらく出てくるのではないかというふうに思う。そういった中で、この施設を存続させるとして、赤字幅をどの程度抑えていくかということも非常に重要ではないかと思うがどうか。

(教育長)

生涯学習施設や博物館に赤字というのが、本当に尺度として価値として認められるのかなという感じはしている。毎年のように予算の3割カットが続いており、事業そのものはほとんど必要最小限の事業、維持管理も徹底的な合理化をしていることから、ほとんどできることはやっている状況になっている。

また、あれだけの施設を造って、あれだけの施設整備をしていることから、どうしても存続しないといけないとも思うが、本当に存続するのであれば、様々なやり方を考えていかなければいけない。ただ、例えば宇和の歴博に指定管理者を導入しようとした場合、本当に指定管理者の受け手の人がいるのかなという感じはある。

確かに、20万円、30万円の福祉団体の補助金を削減している中で、4億円、5億円という経費を毎年支出しているわけで、10年経てば50億円になる。それが本当にいいのかという議論はあると思うが。

(門屋委員)

その4億円、5億円という赤字が捨て銭になってなければいいと思う。

やはり、もっと利用者を増やすような方法を考えると、崔委員が言われたように生涯学習センターだとか、博物館だとか、そういった同種、近い施設との統廃合というか、廃止はしないまでも、もっと連携を図って県民の利用しやすいようなことを考えてはどうか。委員の間からも出たが、総合科学博物館の展示物をそこにずっと置いておくのではなくて、他へ移動展示してはどうか。歴博の物も移動させるということも考えて、できるだけ利用者をどんどん増加させていけば、ある程度の赤字もこれだけの利用者がいるからというふうに言えなくもないし、また、できるだけ経費をカットしていくという、そういった努力もやっぱり県民に見せる必要はあるのかなというふうに思うがどうか。

(教育長)

現在もかなりの努力をしているが、支出の面と利用者の拡充の両面において、さらに努力をしていかなければいけないと考えている。やり方は、他にいいのかも知れないが、やはり、その場所その場所で存続したいというのが教育委員会の考えである。

## 《図書館》

(山下委員)

松山市の図書館でも市民に対する貸し出しと同じことをやっているのではないか。競合している部分については、見直しというか、別の方法があるのではないか。

それから、他県では指定管理者制度の導入事例もあるようだが、その導入については、どのように考えているのか。

(教育長)

まず、県都の場合どうしても県立と市立の図書館というのが、どこの県都でも重複をしているというところはあるが、これは、県立は、市立に比べると少し専門性の高いものとか、いわゆる雑誌とか月刊誌などの購入・貸出よりも専門性の高いもので、なかなか手に入らないような蔵書をして、貸し出しをしたいということで、役割分担はなされていると考えている。

それから指定管理者制度は、導入しているところもあるが、おそらくほとんどが貸し出し業務のような、いわゆる単純業務の部分に導入していると考えられることから、その方向で検討してはということであれば、受け手があれば可能と考える。

(山下委員)

それから、中に公文書で非常に意義のあるものがあって、研究されている方とか、非常に利用されているようだが、委員の意見として、現状で、すぐに図書館自体建替えがなかなか難しいようであれば、蔵書の収納場所もないことから、一般の貸出機能については、市町の図書館に委ねて、県は公文書館の機能に特化してはどうかという意見もあったが、これについてはどう考えるか。

(教育長)

そういう方向で結論が出されるのであれば、そのように対応したいと思う。

ただ、図書館については、その現状は十分認識しており、県民文化会館の前の土地を活用した図書館を中核とした施設の整備構想が出された経緯があり、そちらの方向へシフトしていこうということで、図書館は投資を控えている現状にある。

## 《博物館》

(門屋委員)

図書館とも関連するが、今の建物をどこかに移転する考えはないのか。

(教育長)

図書館は、用地は構えているという段階。博物館については、現に年間3万人あまりの利用者があり、その人達の利用をうまく確保できるような何か良い方法があれば、移転または統合ということも可能ではないかと考えている。

(門屋委員)

統合というのは、例えば、どういったところと考えているのか。

(教育長)

博物館を分散型にするか集中型にするかという非常に大きな問題はあるが、分散型をやめて統合型にするということであれば、例えば、科学博物館との統合。博物館は、内容的には自然科学が中心であることから、科学博物館の方に吸収するというのも展示内容としてはできるのではないかと考えるが、その場合に松山に博物館がゼロになってしまうということについての対策というか緩和策というか、そういうことが必要ではないかと考える。

(門屋委員)

博物館については、どこかに持っていてもいいという考えはあるということによいか。

(教育長)

そうである。

## 《中央青年の家》

(一色委員)

中央青年の家については、施設ができた時点と時代背景も含め、県民の意識も当時とは大きく変わっているだろうと思うが、青少年を集団宿泊させて、研修も併せてやるという施設の設置の必要性について、我々としては十分検討する必要があるのではないかという声が強いが、この点についてはどう考えているのか。

(教育長)

そのとおりであり、考えないといけないと思う。

(一色委員)

特にその中で企業研修も結構実施しているが。

(教育長)

あれは、社会教育という分野で、企業で研修・教育を実施する際に、社会教育施設として協力をしているということであり、特に宿泊は、シーツ代のみの200円で泊まれることから、特に中小企業の方など、そういう方々の利用も進めることで、勧誘・PRも行っている。

(一色委員)

それから、効率的な運営を行うために指定管理者制度を導入するという可能性の検討についてはどうか。

(教育長)

青年の家に指定管理者を導入するというのは、あまり意味がないのではないかなと考えており、むしろ、東・中・南に3箇所ある青年の家を有効利用するということから、南予と東予の施設は非常に古く老朽化しており、もうこれ以上修繕費をつぎ込んでもという気持ちもあることから、統廃合の方で効率的な利用を進めるということも考えられる。

また、青年の家を止めてはどうかということであれば、いわゆる生涯学習の一環で、そういう体験学習ができる宿泊の機能も併せ持ったそういう施設にするということも可能ではないかと考える。

## 《東予・南予青年の家》

(門屋委員)

民間委員側の意見でも、やはり青年の家の必要性がこの時期にあるのかというのが最も大きな問題で、そうではなくて、生涯学習のひとつの施設として利用すると

いう考えがあるのであれば、それはそれで非常に良いことではないかと思う。

そこで、東予・南予については施設も非常に老朽化しており、これ以上の使用は非常に危険だと思うことから、中央青年の家に特化するとかというような考えが良いとも思うがどうか。

(教育長)

南予には同じような青少年を対象とした施設として、大洲青少年交流の家があり、東予も青年の家は利用が少ないうえに、周辺には西条市とか新居浜市において、そういう青少年の育成のための体験学習施設が設置されているなど、役割については設置当初と比較して少なくなっているということもあることから、統廃合の方向が、県教委としては、ありがたいという気持ちでいる。

## 《美術館》

(山下委員)

現在の財政状況から、所蔵する美術品を買う経費も大分底をついてきているということで、極めて限られた中での展示を、一生懸命学芸員の方が知恵を出してやっているという状況を聞いた。

先ほど総合科学博物館と歴史文化博物館の時の話しでも出たが、この美術館についても、先ほどの2館ほどではないにしても赤字があるわけだが、これについて理解できなくはないものの、ずっと赤字が出ている状況について、たとえば、美術館の必要性について、どのように考えているのか。

(教育長)

美術館は、愛媛県に絶対に必要である、存続していかなければいけないと考えている。確かに経営状況は非常に悪いが、これは全国的にも美術館は冬の時代と言われ、もう美術館はペイしないということで、その中で文化をどう育てていくかと、県民の元気や生きがいをどう育てていくかということに焦点を合わせて、精一杯の削減、経費節減努力をするし、いろいろ企業との協賛、実行委員会方式とかいろいろな形で、展示の仕方も経費のいらぬ方法を検討している。むしろ本当に愛媛県に美術館はなくてもいいのかと聞きたいくらいであり、必要ないということであれば、やむを得ないと思うが、これは存続をしたいと考えている。

(山下委員)

存続する前提として、先ほどの赤字を少しでも縮減する必要は当然あるかと思うが、例えば、指定管理者制度の導入や規模とか職員の削減、事業の縮小等、さらに赤字を減らす方法について、どのように考えているのか。

(教育長)

指定管理者とか様々なやり方はあると思うが、ありとあらゆる方法を考えていかなければいけないというふうに考えている。全部外部委託にするということもあるが、やはり学芸員の研究部門は、どうしても学芸員あつての美術館であることから、学芸員のことも含めて委託をする、あるいは指定管理者にするというのはなかなか難しいのではないかとこのように考えていることから、現在、来年度予算の編成に

向けて最大限の出費の節減と収入の増ということを懸命に考えているところであり、是非とも存続させたいと考えている。

(山下委員)

以前、愛媛県の美術館の学芸員数は、他の美術館に比べて多いというような記事を見たことある。適正な人数にする必要性についてどう考えているのか。

(教育長)

現在10人の学芸員が在籍しており、全国平均よりは2、3人多い現状にある。美術館は学芸員で持っているものの、やはり全国と比較して多すぎるというのは、今の時代にふさわしくないと考えており、現在検討しているが、美術館だけでなく、行政の方への吸収や他の博物館との交流など、あらゆる方法により、適正規模というのがどれぐらいになるか、来年に向けて検討を進めているところである。

(山下委員)

萬翠荘について、現在、美術館分館として利用しているが、その隣に「坂の上の雲ミュージアム」というのが建設されていることから、この分館を文化財として今後活用するとか、「坂の上の雲ミュージアム」との連携とか、そういった方法での利用方法について検討する必要もあると考えるがどうか。

(教育長)

そのとおりである。現在、内部の修復工事を実施しており、財源が確保できれば、来年度も改修工事を実施したいと考えている。

それができれば、かなり良い建物になることから、美術館に必ずしもしておく必要はないのではないかという考えもあり、様々な使い道をよく検討しなければいけないと考えている。このあり方検討部会でも、是非良いアイデアを示していただければありがたい。